



# 市 からの 連絡 帳

10月は、市民税・都民税普通徴収第3期の納期です。  
～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課 田 (☎042-460-9832)

## 届け出・税・年金

### 市税の夜間・休日納付相談窓口

- 夜間窓口  
10月9日(火)・18日(木)午後5時～8時
- 休日窓口  
10月13日(土)・21日(日)午前9時～午後4時
- 場 納税課(田無庁舎4階)
- 内 市都民税・固定資産税・軽自動車税の納付および納税相談など
- ◆納税課 田 (☎042-460-9832)

### 住民基本台帳カードを希望する方へ交付します

現在市内に住所があり、希望する全ての方へ住民基本台帳カード(以下住基カード)を交付します。個人情報の保護を図り、虚偽による取得を防ぐため、申請の際には本人確認を厳格に行っています。

外国人住民の方は、平成25年7月8日から申請可能となる予定です。

- 受付場所 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
- 受付時間 平日午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
- 申請できる方 本人のみ
- 必要なもの
- ◇本人確認書類
- ①即日交付  
(1)運転免許証・旅券・身体障害者手帳・療育手帳・愛の手帳のうち1点(必須)  
(2)(1)の書類に加えて、健康保険証など本人と確認できる書類
- ②照会交付  
(1)の本人確認書類をお持ちでない方は、照会書をご自宅へ郵送する方法で本人確認をします。健康保険証などをお持ちください。
- ◇認め印
- ◇写真(顔写真付きのBタイプのみ)  
※写真は市民課で無料撮影できます。持参する場合は、申請6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景で、縦4.5cm×横3.5cmのものをお持ちください。

- 手数料 500円
- ◆市民課 田 (☎042-460-9820)
- 保 (☎042-438-4020)

### 公的個人認証サービス

現在インターネットを利用して行政機関へ申請手続きなどが行える、電子申請サービスが普及してきています。サービス利用の際には、他人による「なりすまし」や通信途中での「改ざん」が行われていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。公的個人認証サービスは、住民基本台帳カード(以下住基カード)に格納する方法で電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざん防止機能を提供するものです。

※公的個人認証を利用した電子申請には、ICカードリーダーライター(市販)・住基カードなどが必要になります。

※西東京市の住基カードは、接触型・非接触型のどちらも使うことができます。

### 公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ

電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の電子申告などの電子申請・届け出に使うことができません。更新を希望する方は、市民課で手続きをしてください。

なお、現在の電子証明書が失効した後も、新しい電子証明書の交付を受けることができます。

### 電子証明書発行(新規/更新)の申請方法

- 受付場所 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
- 受付時間 平日午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
- 申請できる方 本人のみ
- 必要なもの
- ◇住基カード
- ◇本人確認書類(顔写真付きの住基カード・運転免許証・旅券、その他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証などから2点、または、1点とさらに健康保険証・年金手帳など1点の計2点)
- ※本人確認書類に住所が記載されている場合は、住民登録と一致している必要があります。
- ◇認め印
- 手数料 500円
- ◆市民課 田 (☎042-460-9820)
- 保 (☎042-438-4020)

### 家屋調査にご協力ください

平成24年1月2日～平成25年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成25年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

- 調査方法 資産税課職員が対象家屋を訪問し、内装、外装(屋根・外壁・天井など)、住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。
- 調査日時 事前に書面でお知らせしたうえで、ご都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。
- ◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅の固定資産税を減額

下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、その住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

- 要件
- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
- ②平成24年1月2日～平成25年1月1日に新築された住宅であること。
- ③居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること。
- ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること。
- ⑤平成25年1月31日(木)までに、資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること。
- 減額期間

| 住宅の種類                 | 減額期間            |
|-----------------------|-----------------|
| 3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅 | 新たに課税される年度から7年間 |
| 上記以外の住宅               | 新たに課税される年度から5年間 |

- 減額範囲  
居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象になります。
- 必要書類  
◇認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書  
◇長期優良住宅の普及の促進に関する法

律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

- 申告方法 資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについて説明します。
- 問①認定長期優良住宅に関すること…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)
- ②認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関すること…資産税課
- ◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

### 国民年金保険料の「後納制度」の申し込みを開始

国民年金保険料は納期限から2年を経過した場合、時効により納付できなくなりますが、10月1日～平成27年9月30日の間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、過去10年間のうち、時効で納付できなかった期間の保険料を納付できるようになりました。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付期間が不足しているため年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。ただし、既に高齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができません。

対象となる方には、日本年金機構から「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を順次お送りしています。

審査に時間がかかることがありますので、後納制度の申し込みや質問・相談などは、基礎年金番号のわかるものを用意したうえで、お早めに武蔵野年金事務所または「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。なお審査の結果、この制度による納付を利用できない場合があります。

- ※市役所では申し込みできません。
- 問武蔵野年金事務所(〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18・☎0422-56-1411)
- 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
- ※050または070から始まる電話で掛ける場合は☎03-6731-2015
- ◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

## 防火防災標語を募集

東京消防庁では、日常の火災を防ぐ「防火標語」と大切な命を救う「救急標語」を募集しています。

- 応募資格  
東京消防庁管内(稲城市および島しょ地域を除く東京都全域)に在住・通勤・通学している方  
※当庁職員の家族、当庁管内の消防団員を除く
- 応募方法  
①西東京消防署・各出張所で配布している応募用紙に必要事項を記入し、西東京消防署へ持参またはファクス(応募用紙は東京消防庁HPからもダウンロード可)。

- ②はがきに「防火標語」「救急標語」の別、応募作品、住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号、市内在住・在勤・在学の別を明記し、〒202-0013中町1-1-6 西東京消防署防火管理係へ郵送。
- ③東京消防庁HPまたは、西東京消防署HPから応募。
- 応募期限 11月15日(木)(必着)  
※応募により収集した個人情報については適正に管理し、目的外に使用することはありません。
- 問西東京消防署 (☎042-421-0119・FAX042-421-0118)

## 自転車などは自転車駐車場に置きましょう

自転車・バイクは手軽で便利な交通手段の一つですが、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者の方・障害のある方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを使うときは、一人一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは場所により制限あり)。自転車などを使わずに済む場合は使用を控え、徒歩や各公

共交通機関をご利用ください。

各駅周辺には自転車駐車場があります(地図は市HP参照)。自転車駐車場利用の際には、係員の指示に従ってください。混雑時はほかの利用者の迷惑にならないよう、無理な駐車をしないでください。

- ◆道路管理課 保 (☎042-438-4057)

